

随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条の 2 第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 19 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る役務名

富山県埋蔵文化財センター国営農地整備事業予定地（富山市水橋小出ほか）試掘調査業務

2 物品等を調達した室課の名称及び所在地

富山県埋蔵文化財センター 富山市茶屋町 206-3

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 9 月 19 日

4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

富山県富山市奥田新町 8-1
公益社団法人 富山県シルバー人材センター連合会

5 随意契約に係る契約金額

¥184,928 円

6 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。